

Weekly Report

～ わが家の省エネ・節電大作戦 ～

NO.63

今週のテーマ

「省エネ住宅を知る」

省エネ型住宅を建てる I

平成28年省エネルギー基準(住宅)の概要

(1)地域区分	全国を1～8地域に区域分け
(2)外皮性能	住宅の窓や外壁などの外皮性能を評価
(3)一次エネルギー消費量	住宅で使用する暖冷房機器や給湯機器などといった住宅設備等で消費するエネルギーを一次エネルギー消費量で評価

※国土交通省「建築物省エネ法」を基に作成

「省エネ法と建築物省エネ法」

昭和49年に起こったオイルショックを契機に制定された省エネ法(エネルギーの使用の合理化に関する法律)は、限られた資源を有効利用し、エネルギーの使い方を合理化するために作られ、下の4分野を対象としていました。

- (1)工場
- (2)輸送
- (3)住宅・建築物
- (4)機械器具

その後、平成27年7月に「建築物省エネ法」が制定され、平成28年4月より建築物に特化した法律として建築物の省エネ性能の向上を図ることになりました。

前回までのレポートでは、住宅の断熱・気密を高める理由と、その対処方法(リフォームをする際など)について紹介しました。今回からは住宅を建てる際に守るべきルールについてお話をします。

家を建てたり、買ったりする場合、自らが設計、施工する方は多くはいないと思いますが、建築基準法は順守することは知っていると思います。家の省エネルギー化を推進させるために設けられた省エネ基準も、平成27年に改正が行われ、建築基準法と同じように所管行政庁などに認定や届け出が求められます(ほとんど、建築・施工会社が行います)。なお、住宅の場合、延べ床面積が300㎡以上に限られま

すが、新築だけでなく増改築をする場合も届け出は必要となります。

基準の内容については、昭和55年、省エネ法に基づいて制定された外皮性能だけでしたが、平成25年の改正で一次エネルギー消費量による基準が加わり、平成28年基準においても、この2つの評価基準が使われています。

なお、平成28年省エネ基準では上記の義務化レベルとは別途に、誘導基準を設けたり、住宅事業建築主基準(住宅トップランナー制度)について記述されたりしています。

次回のレポートでは、外皮性能と一次エネルギー消費量について具体的に解説します。

エクシード株式会社

2017-04-17号 No.63

〒120-0036
東京都足立区千住仲町11-12
千住彩館602
TEL : 03-3882-8446
URL : <http://www.exceeds.jp/>

次回は04月24日(月)「省エネ型住宅を建てる II」についてです。